

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和3年
7月6日
(火曜日)

目 次

○告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の休止の届出(厚政課).....

救急病院の認定(医療政策課).....

○公告

職業訓練指導員試験の実施(労働政策課).....

土地改良区役員の届出(農村整備課).....

山口県告示第二百二十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和三年七月六日

名 医	山口県知事	村岡 嗣 政
称 療	周南市二番町一丁目四一三三	廃止年月日
所 機	周南市二番町一丁目四一三三	令和三、五、一
在 関		
地		
な の 花 薬 局		

山口県告示第二百二十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年七月六日

名 医	山口県知事	村岡 嗣 政
称 療	周南市見玉町三丁目二番一号	指定年月日
所 機	周南市見玉町三丁目二番一号	令和三、五、一
在 関		
地		
な の 花 薬 局		

山口県告示第二百二十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を休止した旨の届出があった。

令和三年七月六日

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名 称	事業所 所在地	事業の 種類	休止年月日
株式会社マス トコーボレー シヨン	光市中央三丁 目七番一八号	さくら・介護 ステーション 光	光市中央三丁 目七番一八号	訪問介 護	令和二、 七、一

介護予防事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業所 名 称	事業所 所在地	事業の 種類	休止年月日
株式会社マス トコーボレー シヨン	光市中央三丁 目七番一八号	さくら・介護 ステーション 光	光市中央三丁 目七番一八号	介護予 防訪問 介護	令和二、 七、一

山口県告示第二百二十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定によ

り、次の病院を救急病院として認定した。

令和三年七月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

名	称	所	在	地	認定が効力を有する期限
社会医療法人同仁会	南	下松市生野屋南一丁目一〇番一	号	令和六、	八、四
南記念病院					



(一七二) 職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施します。

令和三年七月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 試験を行う免許職種及び試験の方法
- (一) 免許職種
 - 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十一に掲げる免許職種
- (二) 試験科目
 - 学科試験のうちの指導方法
- 二 試験の日時
 - 令和三年九月六日（月曜日）午前十時から午前十一時三十分まで
- 三 試験の場所
 - 山口市秋穂二島一〇六二番地
 - 山口県セミナーパーク
- 四 受験資格
 - 法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者であること。ただし、次に掲げる者は、受験できない。
 - (一) 法第二十八条第五項第二号又は第三号に該当する者
 - (二) 受験しようとする免許職種について法第三十条第五項の規定による実技試験の全部及び学科試験のうちに関連学科の免除を受けることができない者

五 受験申請書の受付期間

令和三年七月二十六日（月曜日）から同年八月十日（火曜日）まで（郵送の場合、八月十日までの消印のあるものは、有効とする。）

六 受験申請書の提出先

山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇一）

山口県商工労働部労働政策課

七 提出書類

- (一) 受験申請書及び履歴書
- (二) 写真（縦四センチメートル、横三センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、氏名を記入すること。）
- (三) 技能検定合格証書等受験資格を証する書面

八 受験手数料

三千百円に相当する山口県収入証紙を受験申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

- (一) 合格者の発表は、令和三年九月十四日（火曜日）とし、合格者の受験番号を山口県労働政策課のホームページに掲載するとともに、合格者に文書で通知する。
- (二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

- (一) 受験案内、受験申請書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部労働政策課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「指導員試験申請書請求」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を同封すること。
- (二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部労働政策課産業人材育成班（電話〇八三―九三三―三三三四）にすること。

(一七三) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

令和三年七月六日

一 就任した役員

山口県知事 村岡 嗣政

土地改良区 の 名称

理事の別

氏名

住

所

下関市吉見土地改良区

理事

重富 清元

下関市大字吉見下二二二-三の一

村上 達己

〃 〃 一七五七七

福井 則夫

〃 〃 大字吉見上一七八の三

長岡 明敏

〃 〃 大字吉見下二二一九

長岡 久男

〃 〃 大字吉見上七四九の三

二田 正二

〃 〃 〃 一〇七七

有光 直也

〃 〃 〃 一三四七

山内 信弘

〃 〃 大字吉見下二三一八

蔵重 隆文

〃 〃 〃 二二八七の二

本木 俊行

〃 〃 〃 二二七一

津森 正生

〃 〃 〃 二二六八

倉重 憲治

〃 〃 〃 二二九六

安田 裕司

〃 〃 大字吉見上一二二一

吉富 宏昭

〃 〃 大字吉見下一五九五

福村 和美

〃 〃 吉見里町二丁目一〇番一六号

山本 弘司

〃 〃 吉見里町一丁目一番一七号

藤川 和夫

〃 〃 大字吉見下一七四〇

安田 和実

〃 〃 吉見本町二丁目二番一五号

太田 和基

〃 〃 大字吉見下二二八

西嶋 民好

〃 〃 吉見里町二丁目一〇番三九号

金田 敏男

〃 〃 大字吉見下二二七七

横田 英明

〃 〃 〃 九一一

久保田 茂明

〃 〃 吉見新町一丁目一番五号

二 退任した役員

土地改良区 の 名称

理事の別

氏名

住

所

下関市吉見土地改良区

理事

重富 清元

下関市大字吉見下二二二-三の一

福本 武文

〃 〃 〃 二二九四

安田 武

〃 〃 〃 大字吉見上一八七

〃 〃

監事

長岡 明敏	大字吉見下二二一九
長岡 光志	大字吉見上七三一
宗村 真次	〃 一〇六七
有光 隆文	〃 一三一七
山内 信弘	大字吉見下二三一八
本木 俊行	〃 二二七一
弘中 靖彦	〃 二一九七
倉重 憲治	〃 二一九六
中村 孝文	大字吉見上一三四
弘中 政文	吉見里町二丁目八番三號
森川 和雄	永田本町二丁目一番二八号
山本 弘司	吉見里町一丁目一番一七号
安田 敏之	大字吉見下七〇三の五
藤本 博	〃 一一〇六
安田 和実	吉見本町二丁目二番一五号
太田 和基	大字吉見下二二八
工藤 清美	〃 二二八二
津森 正生	〃 二二六八
西嶋 民好	吉見里町二丁目一〇番三九号
安田 敏	大字吉見下一一七八

令和三年七月六日印刷
令和三年七月六日発行

発行人所

山口県知事
山口県知事